

資料－２

第5回 名取川・阿武隈川下流等
大規模氾濫時の減災対策協議会

宮城県の取組状況について

平成30年8月7日

宮城県土木部河川課



宮城県土木部

ハード対策の主な取組 ○洪水氾濫等を未然に防ぐハード対策

- 河川改修事業を推進し、洪水被害の軽減を図るとともに、河道掘削や支障木伐採を実施し、流下能力の確保に努めます。

➤ H29年度実施状況等

河川改修



五間堀川赤井江遊水池
H29.9 (岩沼市)



坂元川H30.3 (山元町)

河道掘削

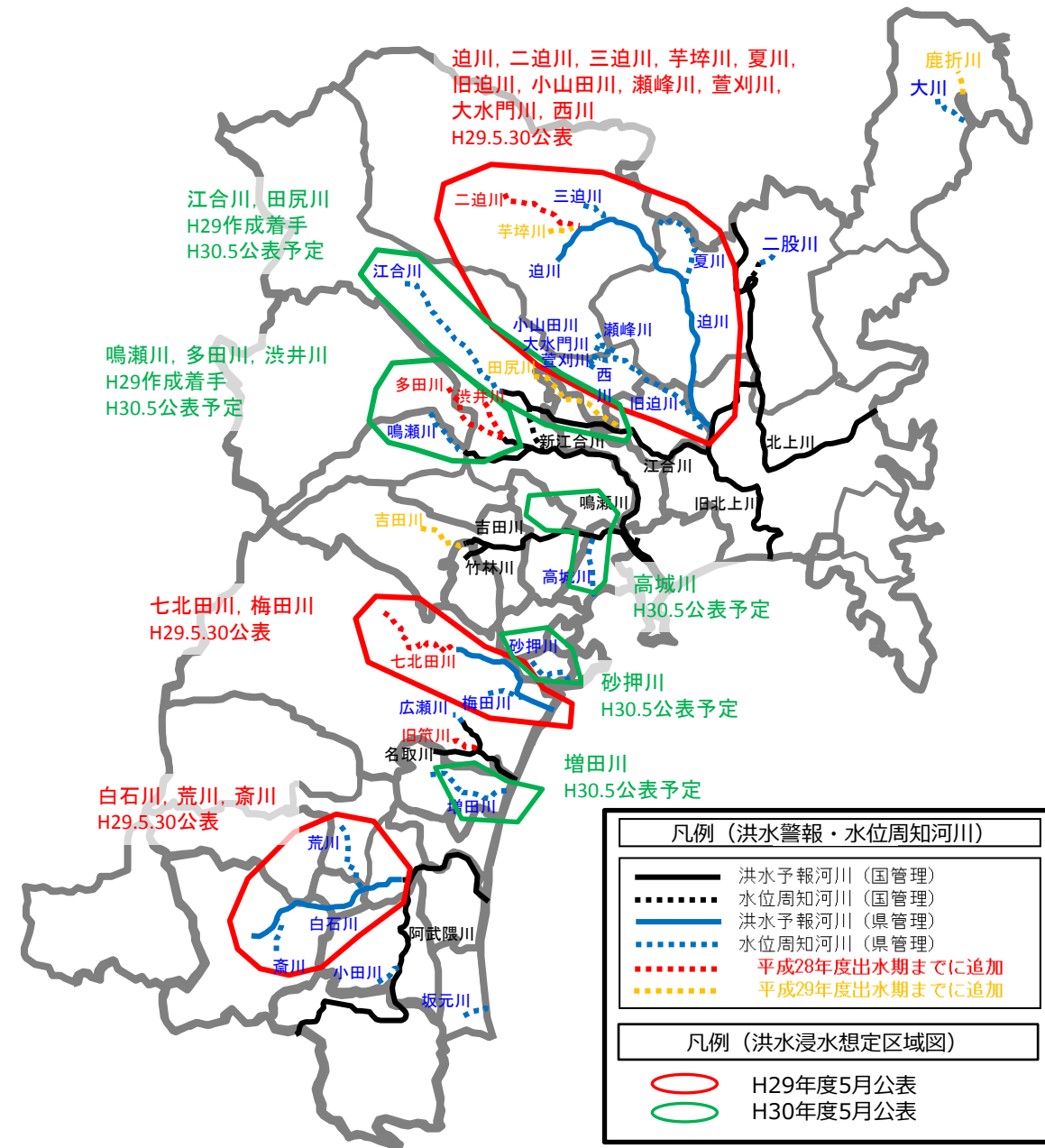


増田川H30.3 (名取市)



斎川H30.3 (白石市)

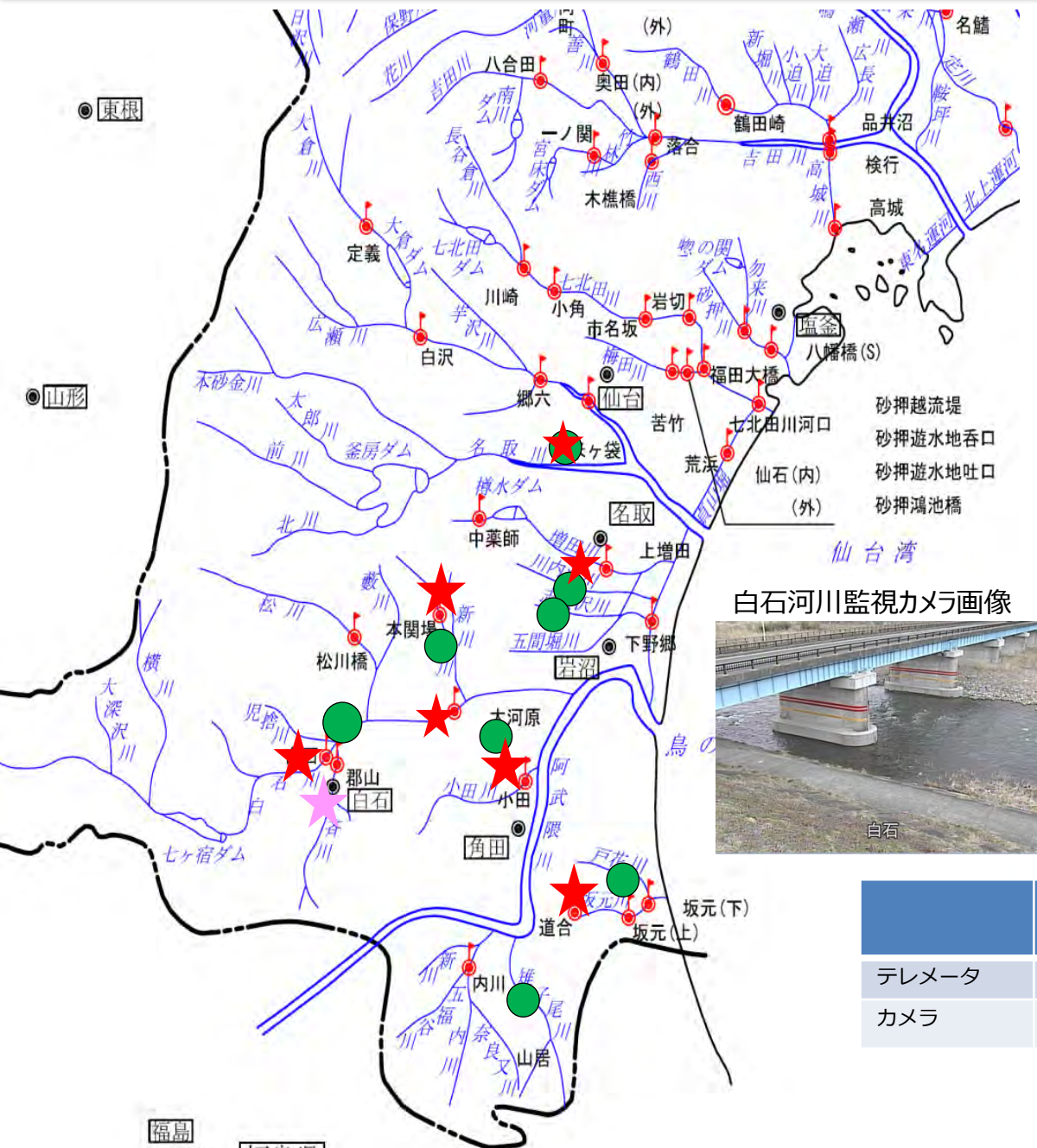
ソフト対策の主な取組 ○円滑な避難に向けたソフト対策の充実強化



想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成と公表

- 県管理河川では、平成29年5月30日に洪水予報河川3河川を中心とした16河川において、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、告示・公表しました。
- **平成30年5月29日**に、水位周知河川の**増田川**等の県内8河川について、**告示**しました。
- 平成31年出水期までに**坂元川・小田川・旧笹川・広瀬川**等の水位周知河川についても、公表する予定です。
- その他河川については、人口資産の集積状況や地域からの要請等を踏まえ、市町村と調整の上、浸水想定区域の公表や水位周知河川追加の検討します。

ソフト対策の主な取組○テレメータ水位局・河川監視カメラ増設（当圏域）



- **テレメータ水位局増設（H27以降）**
 - ・旧笹川：北目橋（仙台市）
 - ・川内沢川：館腰橋（名取市）
 - ・志賀沢川：河原橋（岩沼市）
 - ・尾袋川：横倉（角田市）
 - ・荒川：新青川（村田町）
 - ・雉子尾川：山居（丸森町）
 - ・戸花川：真庭橋（山元町）
 - ・平家川：福岡深谷（白石市）（H29設置）

- ★ **河川監視カメラ増設（H27以降）**
 - ・白石川：大河原（大河原町）
 - ・旧笹川：北目橋（仙台市）
 - ・増田川：上増田（名取市）
 - ・白石川：白石（白石市）（H29設置）
 - ・小田川：小田（角田市）（H29設置）
 - ・荒川：本関場（村田町）（H29設置）
 - ・坂元川：道合（山元町）（H29設置）
- ★ **河川監視カメラ増設予定**
 - ・斎川：郡山（白石市）



※赤書：洪水予報河川
※青書：水位周知河川

	H27出水期時点	H30出水期までに追加	H30以降	合計	圏域内
テレメータ	92	32		124	23
カメラ	0	30	10	40	9

ソフト対策の主な取組 ○危機管理型水位計

洪水時のみの水位観測に特化した低コストの水位計（国交省開発） 住民の避難を支援
「中小河川緊急対策プロジェクト」（H29.12）により，全国5,800箇所を設置目標
宮城県内 64箇所を設置予定（H31年度出水期まで）

危機管理型水位計の設置検討状況

- 平成29年11月 各市町意見照会：**6市町、12箇所**の設置意見が提出
- 平成29年12月 中小河川プロジェクト：**11箇所**を選定（要配慮者・重要水防箇所等）
- 平成30年 5月 各市町意見照会：具体的な設置要望箇所，要望理由，活用方法



平成30年7月から 各市町の意見を参考にし，具体的な設置箇所を調整します。
平成30年度末 設置完了（**平成31年度出水期までに運用予定**）

避難勧告等の発令や住民の避難に役立つ水位情報を提供できます

初期費用

危機管理型水位計 100万円以下/台*



> 電池等で5年間稼働，メンテナンスフリー

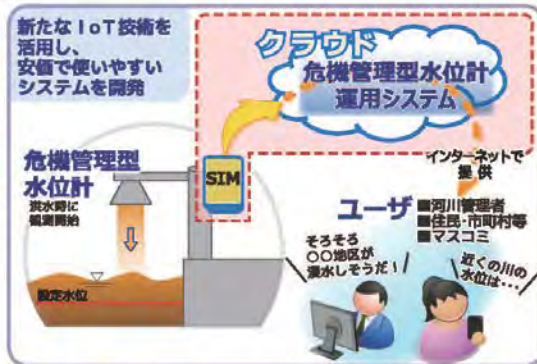
*機器本体のみ。取付け用耐震物や設置費用を除く



ランニングコスト

- ・通信費（SIM）
 - ・システム運営費
- 月々950円～/台

危機管理型水位計運用協議会
が運営



伊勢市の声（平成30年度は危機管理型水位計を設置予定）

伊勢市では平成29年10月の台風21号による甚大な浸水被害を受け、河川水位の情報発信を強化するため、平成30年3月19日に設立された危機管理型水位計運用協議会へ参加し、危機管理型水位計を活用した取組みを進めています。
協議会参加により水位計の調達や、システムの構築等の様々な技術的な援助を受け、危機管理型水位計の設置と運用による避難体制の確立を進め、市民の安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

市町要望

谷津川	森の川
新桜井川	新川
半田川	荒川
高倉川	内川
雑魚橋川	雉子尾川
藪川	坂元川



※要望の箇所を中心に，市町村の意見を聴きながら，設置箇所検討を行います。

※要望箇所全てに設置される訳ではありません。

ソフト対策の主な取組 ○水位周知河川・浸水想定区域図の追加

○水位周知河川の追加

平成29年度出水期まで 平成27年関東・東北豪雨を受け県内市町村へ意見照会を行い
水位周知河川を旧筑川など9河川追加（全県）
平成30年度以降 水位周知河川の追加を再検討



平成30年6月 各市町村意見照会：3市町から11河川の意見が提出
平成30年度 作成の必要性や実現性を勘案し、市町と調整しながら検討を開始します

水位周知河川・水防警報河川にすると…

- ① 避難判断の基準となる水位が示されます。（県）
- ② 水防団等の出動等、水防活動に関する配備計画を作成し対応する必要があります（市町村）
- ③ 河川管理者の作成した洪水浸水想定区域図をハザードマップに反映する義務があります。（市町村）

○浸水想定区域図の追加（想定しうる最大規模降雨）

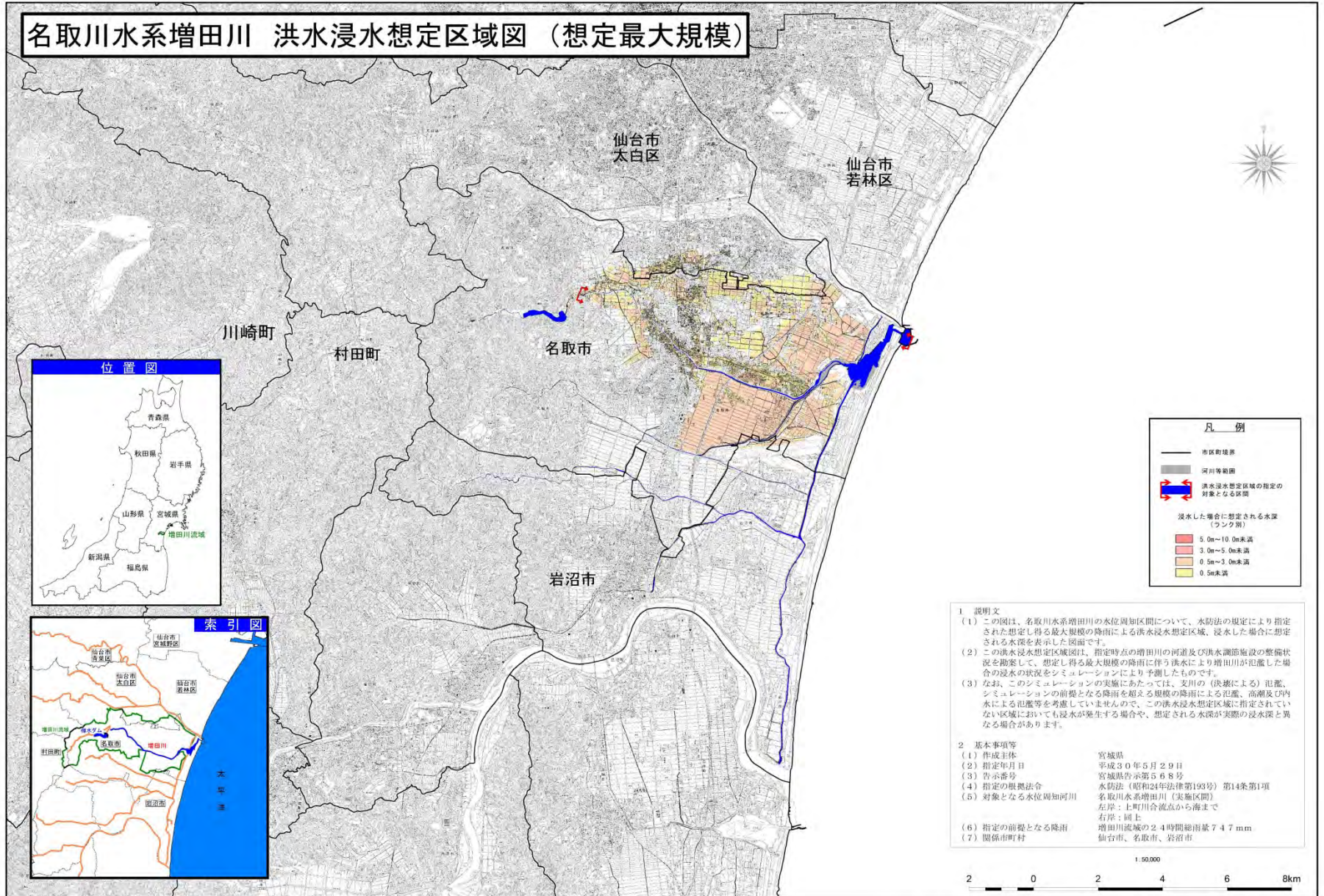
平成31年度出水期まで 洪水予報河川・水位周知河川作成公表完了予定
平成31年度以降 その他河川の作成公表検討



平成29年11月 各市町村意見照会：3市町から9河川の意見が提出
平成30年度 作成の必要性や実現性を勘案し、市町と調整しながら検討を開始します

増田川洪水浸水想定区域図 (H30.5.29告示)

名取川水系増田川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



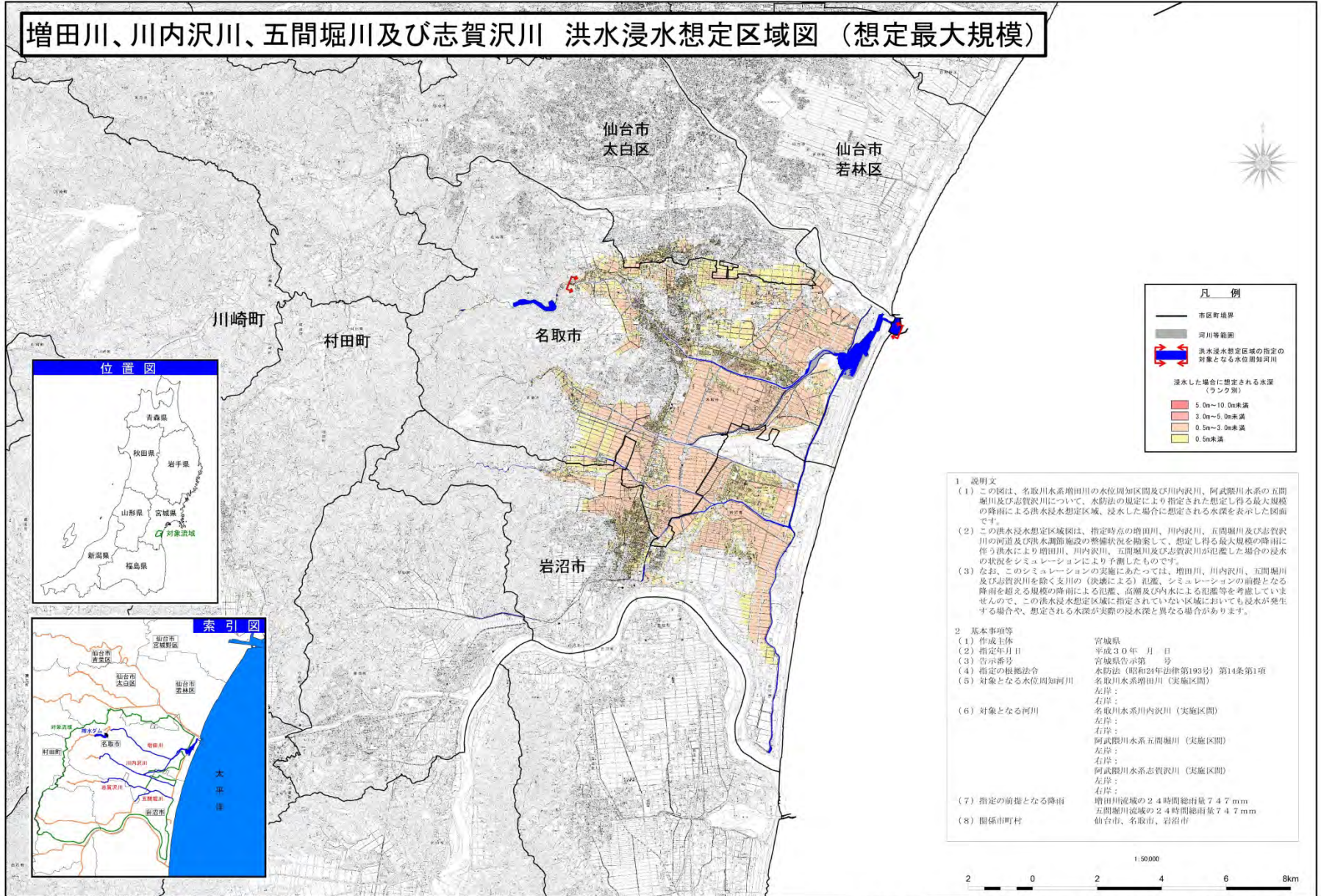
凡例

- 市区町村界
- 河川等範囲
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる区域
- 浸水した場合に想定される水深 (ランク別)
 - 5.0m~10.0m未満
 - 3.0m~5.0m未満
 - 0.5m~3.0m未満
 - 0.5m未満

- 1 説明文**
- この図は、名取川水系増田川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - この洪水浸水想定区域図は、指定時点の増田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により増田川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- | | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 宮城県 |
| (2) 指定年月日 | 平成30年5月29日 |
| (3) 告示番号 | 宮城県告示第568号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 名取川水系増田川(実施区間)
左岸:上町川合流点から海まで
右岸:同上 |
| (6) 指定の前段となる降雨 | 増田川流域の24時間総雨量74.7mm |
| (7) 関係市町村 | 仙台市、名取市、岩沼市 |

増田川・川内沢川・五間堀川及び志賀沢川洪水浸水想定区域図（参考図）

増田川、川内沢川、五間堀川及び志賀沢川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



凡 例

- 市町村境界
- 河川等範囲
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

浸水した場合に想定される水深（ラック別）

- 5.0m～10.0m未満
- 3.0m～5.0m未満
- 0.5m～3.0m未満
- 0.5m未満

- 1 説明文
- この図は、名取川水系増田川の水位周知区間及び川内沢川、阿武隈川水系の五間堀川及び志賀沢川について、水防法の規定により指定された想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示した図面です。
 - この洪水浸水想定区域は、指定時点の増田川、川内沢川、五間堀川及び志賀沢川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定される最大規模の降雨に伴う洪水により増田川、川内沢川、五間堀川及び志賀沢川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、増田川、川内沢川、五間堀川及び志賀沢川を除く支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- | | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 宮城県 |
| (2) 指定年月日 | 平成30年 月 日 |
| (3) 告示番号 | 宮城県告示第 号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 名取川水系増田川（実施区間）
左岸：
右岸：
名取川水系川内沢川（実施区間）
左岸：
右岸：
阿武隈川水系五間堀川（実施区間）
左岸：
右岸：
阿武隈川水系志賀沢川（実施区間）
左岸：
右岸： |
| (6) 対象となる河川 | |
| (7) 指定の前提となる降雨 | 増田川流域の2.4時間総雨量7.47mm
五間堀川流域の2.4時間総雨量7.47mm |
| (8) 関係市町村 | 仙台市、名取市、岩沼市 |



要配慮者利用施設の避難確保について

③ 要配慮者利用施設の管理者等へ避難計画策定を義務付け

<水防法・土砂災害防止法改正>

- 現行水防法においては、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設(要配慮者利用施設)の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が**努力義務として課せられている**。
- 他方、平成28年8月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し死亡者が生じるなど、リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識されたところ。
- このような状況を踏まえ、これまで努力義務とされていた**避難計画の作成等を義務化**して、要配慮者利用施設の安全性の向上を図ることとする。

管理者等による避難確保計画策定等の義務化

※ 土砂災害防止法でも同様の措置を講じる

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施	自衛水防組織の設置
現行水防法	努力義務	努力義務	努力義務
改正後	義務 (※)	義務 (※)	努力義務のまま存置 施設の規模が様々であり、義務化によって過重な負担となるおそれがあるため。

担保措置を創設

- ・ 計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・ 指示に従わないときはその旨を公表。

○宮城県内の要配慮者利用施設の避難確保計画状況

作成済施設／作成が必要な施設 = **23%** 平成29年度末

○宮城県での取組 (平成30年度)

- 8月～ 市町村から、県に協力を求めたい具体的な事項を調査
- 10月～ 市町村からの調査結果を踏まえ、それぞれの市町村のニーズに応じて、
- 3月 庁内の関係部局（教育庁・保険福祉部・土木部（洪水・土砂））と連携して、説明会や個別指導などを実施します。